別紙３

**姪浜買物広場　電気・水道メーター確認票**

○電気代

|  |
| --- |
| 電気利用メーター値  【開始前】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【終了後】  **kWh**  **kWh**  　　※電気メーターの数値は、**電気メーターに向かって右側の数値を確認**の上、記入願います。  　　　左側のメーターは、照明灯用ですので、こちらの数値を記入されないようお願いします。  　＜参考＞  　▽事務取扱要領４．（２）光熱水等の費用について　に基づき、後日費用を請求します。  **▽使用前後のメーターの写真撮影し、添付して提出してください。** |

○水道代

|  |
| --- |
| 水道利用メーター値  【開始前】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【終了後】  **㎥**  **㎥**    　＜参考＞  　　▽事務取扱要領４．（２）光熱水等の費用について　に基づき、後日費用を請求します。  **▽使用前後のメーターの写真撮影し、添付して提出してください。** |

**（報告者）**

所在地

氏　名

事務取扱要領４．（２）光熱水等の費用について

**○光熱水等の費用について**

イベント事業などの制限行為等を行う者が使用した水道、電気にかかる費用については、利用者の負

　担とする。ただし、**使用量が少量で、水道代・電気代の合計が1,000円を下回る場合は、利用者に負担を求めず使用料を徴収しない。**

①電気代の負担

○制限行為等を行う者は、その使用した電力量を電気メーターによりその制限行為等に係る時間につ

　　　いて確認し、確認した数値を記載した書類（**別紙３**）を市長に提出し、九州電力が定める電力料の

　　　計算基準に従って算出した電気代を市長に納付しなければならない。

○電気代は、電力使用量に応じた単価（１kWhあたり）に消費税率を乗じた額とする。

○制限行為等を行う者は、電気代納付用の納付書を市長から受け取った日から1週間以内に電気代を

納付しなければならない。

○買物広場内の街路灯の電気代については、福岡市が負担する。

○制限行為等であっても、福岡市が主催、共催する事業、その他の福岡市が条例第1条の目的を達成

するために必要と認めるものについては、それに要する電気代は、福岡市が負担する。

②水道代の負担

○制限行為等を行う者は、その使用した水道量を、水道メーターによりその制限行為等に係る時間に

ついて確認し、確認した数値を記載した書類（**別紙３**）を市長に提出し、福岡市水道局が定める水

道料金及び下水道料金の算出方法に従って算出した水道代を市長に納付しなければならない。

○水道代は、水道使用量に応じた単価（１㎥あたり）に消費税率を乗じた額とする。

○制限行為等であっても、福岡市が主催、共催する事業、その他の福岡市が条例第1条の目的を達成

するために必要と認めるものについては、それに要する水道代は、福岡市が負担する。